

2016年2月通常会議 追加議案（介護・福祉）に対する討論

2016年3月28日

杉浦 智子

私は日本共産党大津市会議員団を代表いたしまして、ただいま議題となっています

議案第 98 号 大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第 99 号 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第 100 号 大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第 101 号 大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第 102 号 大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第 103 号 旧大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第 104 号 大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第 105 号 大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、

以上 8 件についての委員長報告に対する反対討論を行います。

まず、議案第 98 号 大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

待機児童解消のためにも、保育士の確保が緊急的な課題であることは言うまでもありません。国もようやく処遇改善のための補助金などの創設を行い、市としても特に民間保育園の職員の処遇改善への取り組みを進めているところです。しかしながら、ベースアップの保障にはほど遠く、抜本的な処遇改善が引き続き求められます。

そうした中で、保育士の配置基準を緩和することで保育士不足に対処する制度改正を行うものです。緊急的な措置としてやむを得ないという見方もありますが、規制緩和で保育士の処遇改善、保育士不足の解消は望めません。むしろ、子どもの命を預かり、一人ひとりの子どもの発達保障を担う専門職としての専門性の否定や保育の質の後退につながると言わざるを得ません。

貧困と格差が広がるもとでは、困難を抱える保護者も増え、保育園、保育士の役割はかつてなく増

しています。保育士や保育士を目指す人たちが展望を持って働くことができるよう賃金、労働条件の改善を図ることを優先すべきと考えます。国に対しても公定価格の改善を図るよう強く要望すべきであり、本議案に反対をするものです。

次に、議案第 99 号 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてですが、65 歳を過ぎた障がいのある人が、引き続き従来の事業所で支援を受けたいという要望に応える方策として持ち出され、改正されるものです。

これは障がいのある人が介護保険の支援を利用する条件を広げるものとなり、つまりは将来的に介護保険との制度の統合への布石とも言えます。結局は、障がい者の生活支援サービスなども地域に委ねることになり、ひいてはサービス後退にもつながっていきます。

高齢者への支援と障がい者への支援は、それぞれ必要な支援を提供すべきことが基本となります。よって、本議案には反対をするものです。

次に、議案第 100 号、議案第 101 号、議案第 102 号、議案第 103 号、議案第 104 号、議案第 105 号については、関連する内容ですので、一括して討論をしたいと思えます。

昨年の介護保険法改正で、本年 4 月 1 日から地域密着型通所介護が創設されることに伴って、大津市の施設の基準を改正するものです。

そもそも、今回の法改正は報酬改定と一体で進められ、これまで保険給付としていた生活支援と市町村の責任で実施してきた予防事業を互助に委ねるといったものなど、保険あって介護なしの改悪を推し進めています。そのために、介護報酬などで事業所を整理、縮小する誘導を行い、適正化を理由にサービスの提供を抑制することで、公費の負担を減らそうというのです。

できるだけ住み慣れた地域で人生の最期を迎えられるように、医療・介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムは大切ですが、一方で在宅サービスの削減や入院、入所の制限などの予算削減ありきでは、住民の尊厳を守ることはできません。住民同士の助け合いの温かいまちづくりを否定するものではありませんが、結局はサービス利用者、高齢者にとってサービスの後退につながるもので、今回の条例改正もこうした制度改正の一環のものであることから、これら関連する議案について、反対をするものです。

以上で反対討論を終わります。